

刈谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 はじめに

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、個人情報保護に関する法律の趣旨に則り、撮影された個人のプライバシーの保護を図るために市、市の施設を管理する指定管理者、自治会及び商店街に係る組合等が、市内の公共の場所を対象とした防犯カメラを設置及び運用するに当たっての留意すべき事項を定めたものです。

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じるようお願いします。

2 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自己の容ぼうや行動をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由（プライバシー）があり、また、防犯カメラに記録された個人の画像で、特定の人物と識別することができるものは、個人情報となります。

このため、撮影された画像の取扱いに十分に留意しつつ、犯罪防止に役立つよう、防犯カメラの適切な設置及び運用を行ってください。

3 ガイドラインの対象となる防犯カメラとは

このガイドラインでいう防犯カメラとは、公共施設、道路、公園及び駅駐輪場等、不特定多数の人が利用する市内の公共の場所（刈谷市民休暇村を含む。）において、犯罪防止を目的（犯罪防止を副次目的とする場合も含む）とし、継続的に設置・撮影するもので、かつ、画像記録装置を有するものです。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置の目的

防犯カメラを設置し、及び運用する場合は、犯罪又は事故を防止するなどの目的を明確にしてください。

2 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲は必要最小限としてください。

また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

3 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近に、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示するよう努めてください。

4 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの運用を適正に行うため、管理責任者を指定してください。

5 画像の保存・取扱い

防犯カメラの画像が外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行ってください。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラ、モニター、録画装置等の操作を行う取扱担当者を指定してください。

この場合、やむを得ない事情がある場合を除き、管理責任者及び取扱担当者以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止してください。

(2) 画像の保存期間

画像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とするものとし、概ね1箇月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像の保存は行わないでください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(3) 画像加工の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存しないでください。

(4) 画像の厳重な保管

画像データを記録した媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以

外の者による操作や盗難防止のため、防護された場所で厳重に管理し、「7 画像の利用・提供」に定める場合を除き、外部への持ち出しを禁止してください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、画像が外部へ流出しないよう、必要な措置を講じてください。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

6 秘密の保持

管理責任者及び取扱担当者並びに防犯カメラの設置者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。

このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とします。

7 画像の利用・提供

(1) 管理責任者等は、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するなど、適正に運用してください。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対

応してください。

第3 設置・運用要領の作成等

1 設置・運用要領の作成

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインの内容に沿った設置・運用要領を作成してください。（参考例は別紙のとおり）

2 設置・運用要領の遵守

設置者は、管理責任者及び取扱担当者に対して、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

また、防犯カメラの運用業務を委託する場合には、委託業者にこのガイドライン及び設置・運用要領を遵守させ、適正な運用をさせてください。

（補足）

個人情報保護に関する法律で主に参考となる規定としては以下のものがあります。必要に応じて参照してください。

第2条（定義）

第15条（利用目的の特定）

第16条（利用目的による制限）

第20条（安全管理措置）

第21条（従業員の監督）

第22条（委託先の監督）

第23条（第三者提供の制限）

第31条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）